

## 2022 年定期傭船契約に関する排出量取引制度（ETS）条項

本傭船契約の他の規定にかかわらず、船主及び傭船者（以下「両当事者」といい、それぞれを「当事者」という）は、以下のとおり合意する。

「排出許容量」とは、排出量制度によって承認された特定量の温室効果ガスを排出する船舶の権利を表す許容量、クレジット、クォータ、許可証又は同等のものをいう。

「排出量制度」とは、温室効果ガス排出量取引制度をいい、本条項においては、欧州連合排出権取引制度、及び、排出許容量の発行、割当、取引又は放棄を規制する、適用される合法的な当局によって課されるその他の類似の制度を含むものとする。

(a) 船主及び傭船者は、適用される排出量制度への準拠を促進し、かつ、両当事者が傭船期間中に適用される排出量制度の当局に引き渡さなければならない本船に係る排出許容量の量を計算できるようにするため協力し、適時に、全ての関連するデータ及び情報を交換するものとする。

(b) 船主は、該当する排出量制度に従い、独立した検証者による検証のために、船舶の関連する温室効果ガス排出量を監視し、報告するものとする。

(c) (i) 傭船者は、傭船期間中、適用される排出量制度の範囲内で、本船の排出量に対応する排出許容量を提供し、その代金を支払わなければならない。

(1) 船主は、毎月最初の 7 日以内に、前月の排出許容量の数量を書面で傭船者に通知する。

(2) 船主は、返船予定日の 14 日前までに、最終月又はその一部の排出許容量の予定数量を書面で、傭船者に通知するものとする。

(ii) 第(c)条第(i)項における船主の通知には、関連する計算及び数量の確定に使用したデータを含めるものとする。

(iii) 第(c)条第(i)項に基づく通知から 7 日以内に、上記船主から通知された排出許容量の数量は、傭船者によって移転され、船主が指定する排出スキーム口座に受領されるものとする。最終月又はその一部に関する排出許容量の見積数量が、返船の日時における、船主により算出された実際の数量より多い、又は、少ない場合、排出許容量の差額は、締約国からの書面による通知から 7 日以内に、傭船者が移転し、又は、船主が返還し、受領すべき当事者の指定口座に受領されるものとする。

(iv) オフ・ハイヤー期間中、傭船者は、船舶が引き続き傭船中であつた場合に傭船者が責任を負うべき排出量に相当する量の排出許容量と相殺する権利、又は、船主に排出許容量の返還を要求する権利を有する。

(d) 傭船者が第(c)条に従って排出許容量を移転しなかった場合、船主は、傭船者に 5 日前までに通知することにより、船主が排出許容量を全額受領するまで、本傭船契約上の義務の一部、又は、全部の履行を停止する権利を有する。本条項に基づく履行停止期間中、本船はオン・ハイヤーとし、船主はこの権利の有

効な行使から生じるいかなる結果についても一切の責任を負わないものとする。本条項に基づく船主の履行停止権限は、本傭船契約に基づいて船主が傭船者に対して有するその他の権利または請求権を害するものではない。